

平成24年度第2回白井市環境審議会会議録（概要）

1. 開催日時 平成25年2月27日（水）午後2時から午後3時5分まで
2. 開催場所 白井市役所4階会議室1
3. 出席者 辻川会長、村上委員、藤田委員、河合委員、深澤委員
山内委員、中谷委員、吉弘委員、成澤委員、市川委員
4. 欠席者 長谷川委員、宇津野副会長、米田委員
5. 事務局 藤咲環境課長、武藤副主幹、福田主査、小名木主査補、鳥海主査補
6. 傍聴者 なし
7. 議題
① 白井市生活排水処理基本計画（案）について（諮問）（公開）
8. 配布資料
① 白井市生活排水処理基本計画（案）に係る修正事項一覧
9. 議事

事務局 ただ今より、平成24年度第2回白井市環境審議会を開催します。
本日は、長谷川委員、宇津野副会長、米田委員より、欠席の御連絡を頂いております。

会議の開催前に、事前に送付した会議資料等を確認させていただきます。

順番に題名を読み上げますので、まず、会議次第、会議資料になりますが、白井市生活排水処理基本計画（案）に係る修正事項一覧となります。

御確認をお願いします。よろしいでしょうか。

これより、会議の進行は環境審議会規則第3条の規定により、辻川会長にお願いします。議事進行につきましては、よろしくをお願いします。

会長 それでは、前回に引き続き、第2回目の審議会を開催させていただきます。

本日の会議は、前回同様、大体1時間半位、3時半位までには遅くとも終了できればと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の会議は、審議会等の会議の公開に関する指針によりまして公開が可能でございますので、この会議を公開とさせていただきますと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

委員 （承認）

会長 分かりました。それでは、公開とさせていただきます。傍聴人の方がおられましたら、入って頂くよう、事務局にてお願いします。

事務局 本日の傍聴者の方は、ございません。

会長 それでは、前回の資料を参考にしながら進めていきたいと思ひます。

これより議題に入ります。まず、議題①白井市生活排水処理基本計画（案）

について、前回の環境審議会に引き続きまして、審議をお願いする訳ですが、事務局より追加の会議資料につきまして、御説明願います。

事務局 (資料①白井市生活排水処理基本計画(案)に係る修正事項一覧により説明)
会長 ありがとうございます。ただ今、御説明頂きましたけど、前回の審議会では質疑応答を中心にさせて頂きました。質疑応答は大体終了して、その後出ているのか分かりませんが、本日は意見交換を中心に行っていきたいと思えます。前回の審議会以降、委員さんから何か意見や要望等はございましたか。これから、意見交換をしようと思えますが。または、意見交換の中で紹介させて頂きましようか。何か、追加の御質問、要望等はいかがですか。

事務局 吉弘委員から、御質問を頂いておりました。
会長 その内容について、御説明願います。

事務局 質問内容につきましては、まず、単独処理浄化槽・汲み取り世帯の地区別世帯数又は地区別の特性についてです。それと、下水道対象地区での地区別世帯数等の状況についてです。次に、市の補助金の申請手続書について。最後に、下水道への接続費用の算定は業者が決めるのでしょうか。との御質問を頂いておりました。

会長 その質問に対し、回答内容をお願いします。

事務局 まず、単独処理浄化槽・汲み取り世帯の地区別世帯数につきまして、回答内容は、単独処理浄化槽・汲み取り世帯の地区別世帯数は把握しておりませんが、平成22年度末の市内全体の排水処理別世帯数状況は、合併処理浄化槽世帯は1,381世帯、人口は4,974人、単独処理浄化槽世帯は約900世帯、人口は2,747人、汲み取り世帯は約230世帯、人口は630人になります。次に、下水道対象地区での地区別世帯数につきまして、下水道対象地区で単独処理浄化槽や汲み取り世帯の内訳は把握しておりません。と回答させて頂きました。

市補助金の申請手続書につきまして、これは具体的に上下水道課でお知らせ用のチラシがありますので、そのチラシを紹介しました。

最後になりますが、下水道への接続費用の算定は業者が決めるのですか。につきまして、下水道の接続には白井市指定工事店に支払う工事費と公共下水道受益者負担金、分担金とも言っておりますけど、この費用が必要になります。

工事費は、指定工事店が見積りありますが、負担金、分担金は上下水道課が算定しますので、これも地区、地域によって多少金額が異なります。

つきましては、上下水道課が作成した書類を添付して、紹介させて頂いたところです。以上です。

会長 ありがとうございます。それで、良かったですか。

委員 はい、質問に対してお答えを頂きました。

会長 御質問を頂きましたので、御回答をさせて頂いたということです。

これから、審議については、先程言いましたように意見交換を中心に行います。

いきたいと思います。

皆さんから、意見を頂きまして、市に答申する訳ですけど、最終的には出来れば時期的な問題もございまして、意見、要望を捉えた形で私が整理させて頂いて、答申案を作成して提出したいと思いますが。いかがでしょうか。

委員 (承認)

会長 最終的には、今日、御意見を頂いた内容を含めて、答申案を作成して提出します。

意見交換が終わりましたら、答申案につきましての考え方もちょっとお話しさせて頂きたいと思います。

それでは、約1時間程度で色々な意見交換、前回に配付した資料を含めて、お願いしたいと思います。

委員 前回、私が質問させて頂いた中で公共下水道、一応新しく整備した、要するに在来地区といいますか、調整区域という表現がいいですかね。

こういう所で、最近整備した平塚の例をちょっとお聞きしました。接続された方が正確な数値は分からないですけど、大体3割という話がございました。

会長 3割ですか、平塚地区では。

委員 そうですね。公共下水道への接続じゃないかという話ですね。

会長 公共下水道へ接続している方が3割と。

委員 私は、具体的に何人かの人にそういう話をちょっと聞いて見ましたが、これは制度上の仕組みで、先ほどちょっと御説明がありましたけど、各戸からこの公共下水道に接続する工事費というのがありますね。

会長 工事費ですね。

委員 それと、先ほど説明の中にありました、分担金があります。これは、制度上の問題ですけど、宅地面積に対して平米あたり1,000円という話を聞きました。これは、地区によって違うらしいです。

そうすると、宅地面積の広い人ほど負担が大きいということになりますか。

会長 そうですね。

委員 そういう仕組みが現実にあって、この金の問題だという話です、その接続しない人の話では。だから、こういう金を払って、接続する人はいないよという話まで出てきまして、工事費そのものより、この分担金の話が相当影響しているのではないかと思います。

そうしますと、ニュータウンあるいは工業団地、こういった所の人が集中しているような所では、公共下水道は非常に機能する訳ですね。

それで、数が多いですから、分担金にしても負担額が違うけど、こういう在来地区、調整区域については、この公共下水道、人口とか色々な面からいっても、古い家が結構多い訳ですね。

だから、こういう工事費を使うより、もうちょっと現場に合った考え方といいますか、むしろ合併浄化槽をもっと奨励して、その後の管理をしっかりやっ

ていくという、そういう方法の方が現実的じゃないかと感じています。

そういう意見が聞かれましたので、これは制度上の問題でそう簡単にどうこうということは出来ないと思いますけど、やはりその辺が引っ掛かっているということです。

会長 　ただ今、非常に重要な御意見が出ていますけど、これは、これだけではなく他にも色々に関連して、環境基準とかその辺が絡んでやっていると思います。

　要するに、住民としてはこれを守らないといけない訳ですけど、反対に分担金の負担額が多過ぎるのではないかということで、どのように教えたら、これは市の行政とタイアップして、出来るのかという問題ですね。

　皆さんは、どのように考えておられますか。

委員 　これは、地域によって違いますか。

委員 　地域によって、違うと言っていましたね。

　だから、やはりそこに掛かった工事費、これが一応ベースになっていますね。

　それを、地域の受益者が負担するという考え方でいくと、先ほど言いましたように、大豪邸に住んでいる方は、全然平米数が大きいから、そういう人の負担がうんと増えていくと、平米当たり1,000円と言っていました。

会長 　排水量ではなく、平米当たりですか。

委員 　宅地の平米当たりで、掛かってくるという話でしたね。そうすると、広い屋敷に住んでいる人ほど、それだけ負担が増えてくる訳ですから。

　だから、人口がある程度密集している所ならば、そういう分割して負担し合えるけど、やはりこういう人口が旧来地区の少ない地区ですと、その負担がうんと増えてくる訳ですよ。そうすると、なかなか現実的に今から繋いでもという話になります。

会長 　人口密度が少ない所ほど、高くなっていくという、現実には。

委員 　そうですね。だから、せっかくそれだけの公共工事を行ったのに、機能していないと思います。

会長 　事務局より、何かこれに対するコメントはございますか。

　行政上は、法律で決まったとおりの内容で進行されていると思いますけど。要するに、例えば分担金の減免措置やその辺等を含めて、いかがですか。

事務局 　それでは上下水道課ですが、今回一緒に参加させて頂くということで、下水道の関係について、説明をさせて頂きたいと思います。

　御質問のありました、受益者分担金、負担金がどのように計算されているのかということですが、受益者負担金、分担金については、都市計画法等で定められております。

　下水道を整備するに当たり、下水道の管等を敷設する経費が掛かりますので、その掛かった費用等の一部について、下水道を整備することによって、利益を受ける人にその費用の一部を負担して頂くということで、支払をお願いしています。

白井市は、下水道を接続時にお支払い頂くということでお願いしておりますので、どうしても下水道を接続する時にお金が高くなるので、接続しませんという方が多いです。

千葉県内では、白井市の他2市が下水道接続時にお支払い頂くことになっておりますが、他の市町村は下水道を接続する時に支払うのではなく、下水道を整備した時に、全て皆さんがお支払いくださいという形になっています。

他市では、下水道を接続した時は関係ないです。下水道を接続していないのに、目の前に下水管が通ったら、支払わなくてはいけないという状態になっています。

この料金の算定方式ですが、その時、管を敷設した時の費用の3分の1から5分の1の間の負担をして頂くということで費用を計算して、その下水道を整備した時の地区の中で、下水道に繋げる所を拾って、面積割をしていくという形で費用が決定しております。

ですから、地区ごとに単価を算出して、その人の持っている面積に応じて、負担するという形になっています。

会長 補足ですか。

事務局 すみませんが、補足させていただきます。

金額ですが、大体、末端管渠の敷設費の3分の1というのが分担金、負担金を考える時に、一般的な方法になります。

先ほども申したように、人口密度の低い所については、例えば全長1キロメートルの管を入れても、その中にいる人は、例えば数百人とかいうことになってしまいます。

ところが、ニュータウンのような所では、1キロメートル、管が入ったら、その両脇にマンションが30棟ずつ建っている所であれば、人口ではなく面積に対しての効率が非常に高いので、同じ管の長さに対して、同じ金額だったとしても、割り算をしていくと小さくなってしまいます。

さらに、在来地区の場合は、施工された年度がだんだん後年になっています。

早い時期に整備した部分については、物価も安い時期であれば、管の入る費用も少ない。

新しくなれば、どうしても工事費は上がっていきますので、そういう意味でも、工事費が高騰して、分担金、負担金の金額が上がってしまうということは、制度として、多少致し方ない部分があるのかなということでございます。

現在、一番高いのは平塚地区、あと富塚地区で900円でございます。

委員 平米当たりですか。

事務局 はい、平米当たりでございます。確かに、この地区は大きなお屋敷に住んでいる方々が多いので、金額以上に割高感が出ているのかなと思います。

会長 排水量、使用量によって、そういう形で計算されるということは、今後あり得ないわけですか。

事務局 そうです。あくまでも、下水道を整備することによって、その土地の利便性が上がって、土地の付加価値が上がるという考え方をしておりました。

会長 都市計画から、そういう形ですか。

事務局 土地の付加価値が上がるということです。

会長 市は、むしろ環境行政から言えば、合併浄化槽へ切り替えて欲しいと。合併浄化槽を設置してくださいという方が、まだいいような気がします。

事務局 現在は、一旦下水道区域になりますと、下水道に接続する義務が出てきてしまいますので、浄化槽の設置自体、現在は認められていないところです。

委員 今の説明で、2地区だけは工事を行った時点で負担金を支払うと。白井市ではなく、他の市町村はそういう風にしてしていると聞いたのですが、白井市自体もそのような方法は全然考えていなかったのですか。

事務局 下水道を接続した時に、受益者負担金を支払ってくださいとしているのは、白井市と佐倉市と香取市です。

他の千葉県内の市町村については、下水道を整備した時に整備した区域全員の方に対して、支払ってくださいということにしています。

白井市が、当時そのような形を取らなかったのは、その当時いないので詳しくは知りませんが、この下水道を接続した時に支払ってくださいという形を取ったのは、下水道を整備した時よりも、市民の方に対しては非常に優しい政策になります。

当然、接続していないのに支払わなくてはいけないのと、接続した時でいいから支払ってくださいという方がより優しい訳です。

ですから、住民感情に配慮して、そのような形を取ったものと考えています。

委員 ならば、そのような説明を、居住者にもっとアピールすべきではないでしょうか。だからこそ、申し訳ないけど、今こそ支払ってくださいというアピールの方法を取るべきではないでしょうか。

委員 だから、そういう話になると、要するに公共下水道をそこに導入するというのは、一体誰が賛成したのかという議論が出て来ますよね。

私達は、何にも関わっていないという話が出てくる訳です。やはり、そういうことでは普及しないのでは。

会長 そちらでは、浄化槽は使っておられる訳ですね。

委員 いえ、もうほとんど使っていないと思います。

会長 そうすると、要するに自然放水ですか。

委員 そうです。結構、多いです。

会長 結局、それが一番環境の汚染に繋がる要因かどうか分かりませんが、何とか環境面からの配慮を優遇した政策ということも必要だと思います。

委員 だから、そういう地域、地区に合った施策を進めていくというのが、現実的な話です。

会長 ここで、それを何とかすれば良いですけど。

委員 だから、今までもそういう形ですと長年生活している方々ですから、それを切り替えていくのは、まず、現実的に合意をきちんと取った上で合併浄化槽とかそういう方向へ持っていくとか。そういう手順が、必要だろうと思います。

会長
委員
会長 市の施策として、やはり啓発をやって頂くと。
そうですね。
御理解頂くことで前進する以外、一步一步やっていく以外に手がないという感じですか。

委員 3割にいくのか、いかないのかという感触です。
事務局 平米当たり、900円か1,000円ということになります。
委員 大きいですから。
会長 1,000平米になると、トイレと比べて1,000倍です。
委員 大きな屋敷に住んでいる方が多いですから。
会長 300坪の家に住んでいるという場合ですね。
委員 だから、これは制度上の問題ですから、今言って、すぐにどうこうなるという話ではないけど、やはりそこへいくまでのプロセスで、行政がうまく誘導していくとか指導するとか、そういう形が望ましいと思います。

会長 白井市は整備した時ではなく、繋いだ時ということで、一步他よりも前進しているという政策かも分かりませんが、それでもやはり問題があるということです。
これは、やはり我々の要望としては、市の行政として、啓発に努めて頂くということで住民の理解を得ていくような方向しか、仕方がないと思います。
その他に、何か御意見はありますか。

委員 ちょっと、読み返して見ましたが、8ページの6の(2)です。
対策等の課題のうち、②の黒ぼちとイロハの所で変えて頂くという話が出ていましたが、しかしながらの前の黒ぼちの部分というのは、前の文章と繋がっていますよね。
②のしかしながらの所に、黒ぼちが付いていますよね。真ん中あたりですけど、あの黒ぼちは前の文章と繋がった意味合いがあると思いますので、この黒ぼちは必要がない気がします。
それともう1つ、10ページの市民の取り組みの所の家庭でできることですが、私たちの日常生活でなるほどと思いながら、目にする部分だと思えますけど。そもそも、この計画というのは、市民の目に触れられるものですか。

会長
委員
会長
委員 計画とは、この生活排水処理基本計画ですか。
はい、この計画自体が、市民の目に触れるものですか。
もちろん、そうですね。市民の目に触れます。
その計画の中で、市民にできること、家庭でできることというのは、すごく行政の取り組みよりも何よりも自分に係ってくる場所ですね。
その中で、具体的な台所の流し台とか天ぷら油とか入っていて、すごく具体

的なことが一つずつ羅列してありますけど、このように一つずつ羅列すべき、しなくてはいけないものかと逆にちょっと考えたりもしています。

例えば、洗濯する時はとか、洗車する時はとかというのがありますけど、そうしたら、台所で洗うにはどうか、洗剤の話等も書いてあるので、そんなに細かく一つ一つ書く必要があるのかと思ったりもしています。

例えば、洗い物があれば、出来るだけ洗剤は適量で使ってくださいとか、その程度でいいのかなと思います。

逆に、余りにも具体的に細かい内容が幾つか書いてあるので、その必要があるのかなと思いました。

会長 9ページの①の公共下水道の整備というところですか。

委員 いいえ、違います。10ページの2の市民の取り組みの家庭でできることについてです。

委員 分かりやすく、良いのではないかと思います。

委員 でも、このように書かれていると、抜けていることや逆にもっとあるのではないかと感じてしまいます。

委員 だから、例えばこういうことに気を付けなさいということですよ。

委員 それなら、例えばという言葉が入っていた方がいいのかなと思います。

こういう形に幾つか羅列してあると、抜けていることがもっとあるのではと思ってみたり、いやこれだけでいいと思ってみたりしないのかと思いました。

会長 例として紹介された訳で、そこに全部は載っていないし、片手落ちじゃないのかという御意見ですね。

事務局 前回の計画もそうでしたが、今回も同様に表記しており、またより細かい部分も付け加えたりはしております。

他市町村でも、家庭などでできることとして、その部分だけは分かりやすく細かいところを表記しておりましたので、同様な形で表記しました。

会長 他市町村では、やはりこのような細かい部分、市民のできることについては書いてありますか。

事務局 はい、そうです。具体的に表記しまして、市民の皆さんが直接できること、具体的にできることという形でこの部分は表記したところです。

会長 これは、例の一部であるという形で、表現した方が良いかも知れませんね。

これが、全てだと思われてしまったら、また片手落ちになるかもです。

でも、もっともなことが全部書いてある訳で、ある意味では、受け取る側は分かりやすいという人もいます。どうですか、皆さん。

委員 今の件については、多分市では、市民ができる中で河川の水質汚濁に影響を与える大きなものから、並べたのではと思います。

会長 そのような感じですね。

委員 私は、これはこれでよろしいと思います。

それから、もう1つですが、先ほど話していた地域によって、状況が色々

異なりますので、それぞれの地域に合った対策をというお話をされてきました。

私も、まさにそのように思っておりまして、そういう意味では質問の中にも、地域別に汲み取り世帯数、それから単独浄化槽の世帯数がどのように分布されているのか。

その分布が濃い部分について、具体的にこのエリアはこういう対策を打とう、あるいはこういうPRをしよう、こういう運動をしようということをやりながら、本来は計画をこの地域について、対象の世帯数が100件とすると、今年は例えば3件、来年は5件と具体的な数字目標を設けながら、この計画を実行に移していくという実行プロセスを具体的に示していかないとと思います。

全体的に、これは市の計画でございます。だから、皆さん御協力してくださいということを一般的にPRしても、多分この計画は達成できないだろうと思います。

ただし、住民の抵抗もありますので、その辺はどうしていいのか、よく分かりませんが、いずれにしても数値目標を設けて、こういう努力をして、そして達成していきましょうというところまで、少し突っ込んだ計画を作るという訳にはいかないのかなと思いましたが。

会長 その辺について、事務局はいかがですか。そのような数値目標を加えたら、どうかという御意見です。あるいは、今すぐには無理かも分かりませんが、是非この施策を実行する際にはいかがですか。

委員 全体の数値目標の数字は、掲げられていますけど。

委員 先ほども話しているように、地域ごとに特性がありますので、それぞれの地域でこういう問題があると、進める上でということも含めて、色々な検討をしながら実行に移していかないとと思います。

実際には、この計画は絵に描いた餅になるのではないかと考えていますけど。

会長 御意見としては、もっともな御意見だと思います。

私は、例えば、個人的に気にかかるのは、やはり平米当たりではなく、環境を考えた場合、排水量に応じて負担金があってもいいのかなと思います。

委員 大きい土地をお持ちの方は、ひょっとすると将来的には土地を分割するとか、大きい家が分譲されて、それぞれの住民の人たちが、その部分について受益になるという、受益を得るという意味では、土地の広さを基準にしたというのも、正当性があると思いますけど。

会長 切り口は色々あると思います。御意見として、出される御意見は皆もっともな御意見ばかりだと思いますけど。

事務局 先ほどの合併浄化槽及び単独浄化槽、汲み取りという形での総枠の数字は、大体分かりますが、地域別ではなかなか把握ができないということがありますので、そこについては、できるだけ調べていきたいと思っております。

ただし、下水道の加入につきましては、上下水道運営協議会という別な組織を設けておりまして、そこでは地域設定とかある程度把握していると思います。

また、そちらでは健全な運営ですから、やはり設備投資して、利用を推進する面がありますので、一応そちらの運営協議会では協議がされているものと思っております。

会長 反対に、その運営協議会でこのような御意見が出ていることはいかがですか。

事務局 加入率は毎年報告していると思いますので、そのところは議論の一部にはなっていると思います。ただし、先ほど申したようにその目標です。

それについては、今回も明確には地域別に単独浄化槽の方が何件いるとか、汲み取りが何件ですとか、把握していない面がありますので、やはり把握していきたいと思います。

合わせて、先ほどのPRの件ですが、合併浄化槽、単独浄化槽、汲み取りもバキュームで吸い取りますので、そちらで行っている業者に汲み取りから合併浄化槽へ切り替えてくださいとか、単独から合併浄化槽へ切り替えてくださいということで、チラシを業者にお渡しして、まずはPRを図っていききたいと思います。

それで、下水道が整備されていない所については、合併浄化槽の推進を図りたいという、恥ずかしい話ですが、まず第一歩としてそういう方向で取り組んでいきたいというのが、今回の狙いでございます。

委員 汲み取り及び単独浄化槽の世帯に対し、そのような情報が行くようにすることができれば良いと思います。

事務局 出していきたいと思います。そこが、大事だと思います。

委員 そうしないと、全般的に言われても、それぞれの人が私の問題にはならないので。それぞれの人が私の問題とするために、我々は白井市全体の環境に悪い影響を与えているということをそれぞれの人たちが認識をしないと。

まずは第一歩として、そうでなければ浄化槽を、あるいは下水道の接続ということには多分思わないと思います。

これを思って頂くためには、実は汲み取りはこれだけ環境に悪影響を与えていると。それから、単独浄化槽はこれだけ環境に悪影響を与えていると。

それは、下水道と比較すると、このように悪いことがありますということも含めて、あまりひどいことを言うと、かえって反対運動か何か起こされるとまずいと思いますけど。

いずれにしろ、意識を持って、白井市の環境を皆で良くしていこうという気持ちにならないと、なかなかうまくいかないと思います。

それで、公共下水道への接続にあたってという書類の中に、先ほど負担金が1平米当たり900円、一番安いところで250円等々がそれぞれ地区別に異なっていますが、多分これは地区別の対象世帯があって、割り算をしたということではないのですか。先ほどは、そういう印象だったのですが。

事務局 末端管渠まで、整備した時の費用を面積案分しています。

委員 面積にて、案分するのでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員 だけど、面積案分する場合、世帯が分からないと割り算できないのでは。広さは分かっているけど、広さだけでやりますか。

事務局 そうです、広さだけです。

委員 広さだけでやりますか。だけど、実際に負担を頂く時には、それぞれの戸別の世帯に対し、これだけ御負担をくださいということになる訳ですね。

事務局 はい、そうです。

委員 開始する時に、改めて計算するということですか。

事務局 最初、管を整備した時に計算します。これだけ管を整備して、幾ら位掛かったと。対象面積は幾らで割り戻して、平米幾らとなります。

そこに家が建った時に、例えば、大きい家であれば平米幾らの負担金が500平米ありましたと。もしくは、100平米ですという形です。

そういうことで、それぞれの負担金額が決まってくるということです。

委員 何か、人口密度によって負担が変わるとか、ありますか。

事務局 いえ、そういうことではないです。

委員 人口は関係なく、広さだけですか。

事務局 人口密度が高い所の方が、面積的にも短い管でもたくさん取れる訳です。

委員 だから、負担が少なくなる訳ですよ。

事務局 はい、面積的にも大きく取れるから、人口密度の高い所はその効率が良いので安くなる傾向があります。負担が少ないと、平米当たりの負担金が少ない。

どうしても、過疎地で管を伸ばしていくと、ここで1件、そっちに2件という形になります。

委員 それはよく分かります。

事務局 拾えない所が出てきてしまうということです。効率が悪くなると思います。

会長 市の行政として、やはり積極的に啓発し、住民に御理解を頂いて、環境を良くするような方法へ動いてもらうという、日常の努力が必要だということに尽きると思います。

事務局 先ほどの御指摘もありましたけど、今回、この修正事項一覧で、9ページの部分で、これはより認識が深まるような形で市としての対応をして頂きたいということで、修正事項一覧により、先ほど御説明をしたところでございます。

会長 法律があるから、皆が勝手にしなさいではなく、やはり暖かい気持ちで御指導をしていくことが必要だと思います。

委員 非常に良い御意見ばかり頂いていますが、その他に何か御意見はありますか。

事務局 この修正事項一覧で、委員からの提案ですけど、3つ目の9ページ、下から3行目というのがありますね。いわゆる広報紙、市ホームページ、回覧、個別配布等により、これを加えるということですか。そうですね。

事務局 はい、そのとおりです。

委員 この広報紙、市のホームページという項目はたくさんありますね。例えば、

9ページの上、イロハのうちハに、括弧で白井市水洗便所改造資金等助成条例の周知というところにも、広報紙や市のホームページという記載があります。

さらに、②のロの3行目あたりに、広報紙、市のホームページとあります。

また、修正しようとする9ページの最後あたりにもあります。

さらに、10ページに行けば、10ページの④の4行目にも広報紙、市のホームページがあります。

広報するのに同じ文言を使っていますけど、何故この二だけ追加しなくてはいけないのか。やるのであれば、全部追加すれば良いのでは。

どういう意味合いがあるのかなと思っています。

事務局 今の関係ですけど、先ほど御説明はしましたが、前回の第1回目の審議会において、9ページの合併処理浄化槽の維持管理の周知の部分で、今後の取り組みということで、さらにもっと高めていくような取り組みを追記した方が良いのではないかという御意見や御指摘がありました。

ですから、その御指摘を踏まえて、今回この部分は修正をした方が良いということで捉えており、審議して頂いております。

委員 これは、市で基本計画を出す時に何故この部分だけを強調しているのかな、具体的なものを入れるのかなということですか。

会長 実は、私が前回発言しましたが、この合併浄化槽も含めて浄化槽が色々と使われており、それがその後どういう状況で運営されているのか、運転されているのかということを見た場合、非常に危うい面があると思います。

十分に機能を発揮しないで、使われているようなこともありますので、もっとメンテナンスをした方が良いのではないかと思います。

他の土地の方からも聞いていますが、そういう意味で維持管理を適正にやらなければいけないということが、この浄化槽の運営上の一番大きな課題であると思います。

仰るように、広報しろい、あるいはその他のホームページでも色々なことを御説明していかなくてはならない訳ですけど、維持管理だけではなく、その他のことも含めて、こういうようにやって頂いたら良いのではないかと思います。

広報紙に掲載する時も同様です。サービス、要するに維持管理だけで広報、あるいはホームページに掲載するだけではなく、全体を含めた浄化槽の運営を良くするというで載せたら、良いのではないかと思いますけど。

その一つの例として、この維持管理があると思ってもらえたら、良いのではないかと思います。

委員 すみません、ちょっと質問ですけど、合併処理浄化槽設置補助金制度の一番下のところに、単独処理浄化槽を撤去しというのと汲み取り便所を撤去しというのが、金額は違いますが、単独処理浄化槽の撤去の方が費用は掛かるという意味ですか。

事務局 そのとおりでございます。

委員 ちなみに、費用はもっと掛かりますか。実際は、18万円ではなくて何十万円も掛かりますか。

事務局 単独浄化槽の費用は大体20万円から21万円位で、業者さんから見積もりや請求は出させて頂いております。

それより、安い物件はあるかと思いますが、その際には浄化槽の補助金も上限額を下げ、実際に支払った金額までを上限として、支出するようにしております。

委員 なるほど。汲み取りは、10万円位掛かるというのが通例ですね。

事務局 そうです。

委員 考えていい訳ですね。分かりました。

会長 その他に、御意見等はございますか。

それでは、次に移らせて頂きます。皆さんから、御意見を頂くのは大体1時間位行いましたので、ここで終わらせて頂いて、次にいきましょうか。

次に、今日の御意見、前回の御指摘等を含めまして、これから答申案を作りまして、答申する訳ですけど、答申につきましては、今までの御要望等を反映させて、私の方でまとめて提出させて頂くということで、先ほど承認されましたので、その答申の考え方をちょっと御説明させて頂きたいと思います。

まず、計画全体につきましては、やはり市民に本計画、この情報提供をいかにうまく啓発するのかということが一番の課題だと思っておりますので、この辺を考慮しながら、本計画を推進して欲しいということ、答申案の中には是非盛り込んでいきたいと考えています。

これが、今日の意見も含めて、基本だと思っております。

それから、今後の生活排水対策の推進については、まず公共下水道の未接続世帯につきましては、公共下水道接続への理解を求めることを色々な場面から行っていくとともに、普及啓発を含めた対応について、市が積極的に取り組むことをお願いしたいと思っております。

高度処理型合併浄化槽につきましては、今まで単独からこれに切り替えて頂く、あるいはこの高度型浄化槽の設置につきまして、普及啓発を含めた要するに市民へのPRを必要とすることを入れていきたいと思っております。

これは、先ほどから出ていました環境面の配慮を含めて、市民に高度型合併浄化槽の設置をお願いしたいとの啓発をして頂くということです。

その次に、合併浄化槽の一番の課題とは、継続的な維持管理がうまく出来ない面が非常に多々あると思っております。

これは、白井市だけの問題ではなく、他の地区、全国的にもそうですけど、そういう意味で、ただ単に合併浄化槽、あるいは浄化槽の適切な維持管理をなさいという一言で終わる訳ではなく、法令や検査の内容等について十分周知して頂いて、使われる場合は理解して頂くような対応について、取り組んで欲しいということを入れていきたいと思っております。

ただ今、言いましたように、個別については3つ位の項目をまとめて、答申案にさせて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

個々の項目について、要するに流し方とか細かいことではなく、計画全体につきましては、適切に情報提供を行って計画を推進して欲しいということです。

委員

今、仰るとおりですけど、一般的には情報をどういう形で出されるのか。

というのは、ここに書いてある広報紙を使うことやインターネットを使うということですか。

会長

手段ですね。

委員

見ても、多分通じないだろうと思います。通じるというのは、例えば、そういう非常に低いという、下水道が整備されていない地域とか、あるいは汲み取りをやっている世帯が多い地域とか、単独浄化槽を使っている世帯が多い地域は、特にそう思います。

例えば、採用されるのかされないのかは別にして、自治会と共同でどうすれば進むだろうかということ、市民の人たちと具体的に、積極的に話し合いをしながら、時間をかけて答えを出していくという方向をちょっと研究したら、どうかなと思いますけど。

会長

啓発手段として、ホームページと広報紙だけで終わる訳ではなく、もっと違う方法をとということですか。

委員

そうです。もっと、現場に出ていってどういう問題があるのか、どうすれば彼らの心を開かせて、やって見ようかという気持ちになるのかということ、一歩前に踏み出さないと、なかなかうまくいかないのではないかなと思います。

これを利用できるのは、例えば、自治会みたいな組織がありますので、そういうところと打ち合わせをしてみるとか、ということはどうかなと思います。

私のアイデアです。

会長

一つの案として、自治会等の活用の方法もあるのではないかという話ですけど、自治会がこれに対して、行政と施策にどの程度絡めるのかということも、色々な課題はあると思いますけど、手段として検討をして見たらどうかということで、色々な広報の手段、あるいは講習会も含めて、やっていけばどうかという一つの案が出たということです。

その辺を考慮しながら、答申案をまとめていきたいと思います。

一応、そういうことで、答申案はまとめさせて頂きます。

この答申案は、いつ頃までになりますか。2月中ですか。

事務局

今週中ということで、お願いしたいと思います。

会長

それでは、この審議会が終わりましたら、私の考えをもう一遍入れて、答申案を作らせて頂きたいと思います。

そういうことで、御了解を頂きまして、意見交換会はこれで終わらせて頂くということよろしいでしょうか。1時間位で終わると、大体予定どおりだと思います。

委員 先ほどありましたけど、この計画は24年度から32年度までの長期計画ですが、これは毎年度、この計画に当たって、どのように修正したのかという見直しはありますか。

会長 事務局、いかがですか。要するに、計画の実行状況関係ですが。

事務局 計画案の3ページをご覧ください。ただ今、仰られた計画期間、平成32年度までとしておりますけど、その下に中間目標年度としては平成27年度とし、計画の見直しを行う予定でおります。また、諸条件に大きな変動があった場合には、その都度見直しを行うこととしております。

また、環境基本計画に基づきまして、合併処理浄化槽に係る人口や普及率に対する、目標年度に向けての数値目標と達成状況、さらに環境白書において、公共下水道普及状況と合併処理浄化槽の設置に対する補助実績等を、毎年公表しております。

合わせて、環境基本計画に定めておりますが、新たに市民参加による、仮称市民環境会議を設置することにしておりますので、その中でも改めて数値的な内容は報告させて頂きたいと思っております。

会長 是非、今後も継続的に数字の把握はお願いしたいということで、より良い政策となるようにお願いしておきます。

それから、前回も用語集を作成して欲しいという、この答申案にはそれは入っておりませんが、用語集は是非作成して頂いて、一つの啓発の手段にもなると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

事務局 了解しました。

委員 すみません、1点気が付いたのですが、5ページの2の生活排水処理別人口を示すグラフがあります。

このグラフの数字が違っており、単独処理浄化槽が3,377人となっていて、数字が間違っていると思っておりますが、修正はありましたか。

多分、グラフの面積も違っていると思っておりますので、御確認を頂きたいということです。

会長 上の方のグラフですね。

委員 そうです。

事務局 すみません。2,747人に修正します。

委員 2,747人が正しいですね。

委員 足し算するとそうなります。

事務局 申し訳ありません。指摘箇所は、修正します。

会長 それでは、事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

事務局 連絡事項は、審議会終了後に説明します。

会長 それでは、これで第2回の環境審議会を終了させて頂きます。